



平成27年9月25日

各 位

会 社 名 東洋ドライループ 株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯 野 光 彦
(J A S D A Q ・ コード 4 9 7 6)
問 合 せ 先 常務取締役
管理本部長 城 戸 幸 一
電 話 番 号 0 3 - 3 4 1 2 - 5 7 1 1

「業務の適正性を確保するための体制（内部統制基本方針）」 の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年9月25日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」について決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

これは、当社グループの現状に即した見直し、並びに「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年5月1日に施行されたこと、そして当社が、本日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことを踏まえ、具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。なお、主な改定箇所は下線で示しております。

記

業務の適正性を確保するための体制に関する基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の「コンプライアンス憲章」の行動指針を基礎として、取締役はその遵守及び推進に率先垂範して取り組みます。また、取締役及び使用人は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善、内部監査による業務改善、内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、職務執行においては法令及び定款に則って行動するよう徹底します。
- (2) 業務執行にあたっては、取締役会及び経営戦略会議で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。
- (3) 内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に従い、各業務運営組織に対して業務監査を実施し、法令及び規程等の遵守並びに運用状況を確認いたします。
- (4) 当社は、監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保及び内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意いたします。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）は、法令及び社内規程に基づき、各部署で適切に保存・管理いたします。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社は、損失の危険に関する規程として、経営危機管理規程、稟議規程、予算管理規程、資金管理要領等の規程等を整備し、各規程等を適切に運用いたします。

- (2) 当社及び子会社は、予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議規程及び職務権限規程等により所定の権限及び責任に基づいて予算の執行を行います。重要案件においては、取締役会において総合的に審議いたします。
- (3) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務執行に重大な影響を及ぼす危機的状況が発生した場合は、経営危機管理規程に従い、当該状況の緊急度に応じて危機管理組織を編成し、当社の信頼性と将来価値保全のために対策を行います。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、本社管理部及び事業部ごとにそれぞれ担当取締役を設置することで、職務責任の所在を明確にし、月1回開催される定例取締役会において、経営に関する重要事項の審議、決議及び職務執行状況の監督を行います。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社においては、当社と共通のコンプライアンス憲章や経営理念を展開し、グループの健全な内部統制体制の構築をいたします。
- (2) 子会社に対しては、当社の定める規程類の適用、又は同様の社内規程の整備を求めます。
- (3) 関係会社の監督については、関係会社管理規程に従い、担当役員が必要事項を監督し、経営状況を把握いたします。
- (4) 内部監査室は、監査等委員会と連携し適宜子会社並びに関係会社の内部監査を行い、内部管理状況の把握と改善点の洗い出しを行います。

6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行います。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役及び使用人は、補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力し、監査等委員会と協議のうえ適切な体制を構築いたします。

当該取締役及び使用人の人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の同意を得ることにより、他の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）からの独立性を確保いたします。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は使用人に対する、監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査業務補助の指示を受けた取締役又は使用人は、その指示の実効性を確保するため、他の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）・内部監査室長等の指揮・命令は受けません。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は、主な執行業務について担当部署を通じて適宜適切に当社の監査等委員会に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告いたします。
- (2) 当社の監査等委員会が当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等から職務執行状況について報告を

受けることができる体制を構築することのほか、これらの者は、当社の監査等委員会の監査活動に対して協力をいたします。

当社の監査等委員は、当社及び子会社の経営戦略会議等の重要会議に出席できることといたします。

- (3) 法令違反や不正行為に関する通報・報告に関する適正な仕組み（内部通報制度等）を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人等が前各号に定める報告等をしたことを理由として不利な取扱いを受けないようにいたします。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、代表取締役と適宜情報交換、意見交換を行うことのほか、会計監査人、内部監査室とも適宜情報交換、意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- (2) 内部監査室は、監査等委員会と緊密に連携を保ち、監査等委員会の要請に応じ調査を行うことといたします。
- (3) 監査等委員の職務の執行に関して生ずる費用の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行います。

以 上



東洋ドライループ株式会社:コンプライアンス憲章

東洋ドライループの役職員一同は、企業の社会的責任を自覚し、事業に関連する全ての法令や社内規程を誠実に遵守します。そして、私たちの事業活動が企業倫理、社会規範に悖ることのないよう、常に誠実と公正を旨とし、また、高い倫理観と社会的良識の発現となる行動をとっていきます。

2006年8月1日 代表取締役 飯野光彦

会社の行動指針

1. 会社の資産・情報の保全・管理に努め、業務目的以外の使用はしない。
2. お客様の立場に立ち、安全性に配慮した開発・設計・製造を常に心掛ける。
3. 他社知的財産権の無断使用や、会社・お取引先機密情報の漏洩をしない。
4. 法令や健全な商慣習に反する不公正な競争や取引をしない。
5. お取引先に不当な取引条件等を押し付けるようなことはしない。
6. お取引先から個人的な利益を受けたりすることはない。
7. 政治家や公務員に対し、贈答や接待をすることはしない。
8. 株主に対して適正な情報を適時に提供し、すべての株主に公平に接する。
9. 会社やお取引先等の未公開情報に基づく有価証券売買は絶対にしない。
10. 反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、利益供与は一切しない。
11. 地球環境憲章や ISO14001 の精神に則り、環境保全に努める。
12. 地域社会に感謝の気持ちをもって接し、近隣との調和・共生を心掛ける。
13. 安全かつ能率的な職場環境を保ち、差別や嫌がらせは排除する。
14. 海外においては、その国の文化や慣習を学び、それを尊重して行動する。

社員一人ひとりの行動規範

私は、自分の行動に対して厳しい姿勢を保ち、法令やルールを厳守することは固より、常に社会的良識を持って行動します。そして、私は会社の行動基準に照らし、常に内省します。

- 一．私の行動は、法令や社会規範に反していないか？
- 二．私の行動は、誠実さに欠けたり、良識に反していないか？
- 三．私の行動は、公正・公平・透明性を失っていないか？
- 四．私は、「やるべきこと」を確実にやっているか？
- 五．私は、「やってはいけないこと」を行っていないか？